

## 北区役所総務課補助作業会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）採用募集要項

### 1 採用人数

1 名

### 2 業務内容

総務課一般事務補助業務

### 3 勤務場所

北区役所 総務課

### 4 給与・勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和8年9月1日（火曜日）～令和8年10月31日（土曜日）
- (2) 勤務時間 午前9時から午後5時15分まで（実労働時間：7時間30分）  
※休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分間
- (3) 休 日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び、月曜日から金曜日までのうち本市が指定する日
- (4) 有給休暇 なし
- (5) 報 酬 日額10,498円  
※上記報酬は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更されることがあります。
- (6) 交 通 費 支給あり（月額上限55,000円）
- (7) 支 払 日 月末締め、本人名義の口座に翌月17日に振り込む。（ただし、支給日が土曜等の休日に該当する場合は前後する。）
- (8) 健康保険 適用なし
- (9) 厚生年金 適用なし
- (10) 雇用保険 適用あり
- (11) 服 務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象になります。営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

### 5 応募資格

書類点検・整理業務・パソコン入力作業など一般的な事務作業のできる方、年齢、性別は問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方

- ・本書の雇用期間を含め、本市に連続して2か月を超える雇用となる方。

## 【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 募集期間・応募方法等

次の書類を送付又は持参してください。

### （1）提出書類等

ア．北区役所総務課補助作業会計年度任用職員申込書

過去3ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を必ず添付のこと。

※申込書は、本市所定の様式に限ります。

イ．申し立て書

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

ウ．採用結果通知書送付用定型封筒

長形3号、必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼り付けてください。

### （2）提出方法

ア．持参による申込みの場合

北区役所総務課に令和8年8月14日（金曜日）までの午前9時から午後5時30分まで（休日を除く）にお持ちください。

イ．郵便による申込みの場合

令和8年8月14日（金曜日）までに次のあて先へ必着のこと。なお、送付中に発生した事故については責任を負いかねますので、簡易書留での送付をおすすめします。また、送付料金不足の場合は受付しません。

## 北区役所 総務課

※北区役所総務課補助作業会計年度任用職員申込書はダウンロードできます。両面印刷で作成してください。また、当区総務課においても申込書を配付します。なお、提出書類は一切お返しいたしません。

### 7 選考方法等

- (1) 方法            面接試験
- (2) 日時           令和8年8月18日（火曜日）午前9時30分から
- (3) 集合場所    北区役所4階403会議室

### 8 結果発表

選考後、速やかに面接者全員にお知らせします。

### 9 その他

- (1) 受験票は発行しませんので直接会場へお越しください。来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この募集において収集した個人情報、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。また、提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。
- (3) 採用決定者について、後日応募資格がないこと、履歴書ほか受験に際し提出した書面の記載内容及び面接試験での口述内容に偽りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。
- (4) 過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件(社会保険等)に変更が生じる場合があります。

### 10 問い合わせ・申し込み先

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号  
大阪市北区役所 総務課（担当者：濱村・角野）  
電話 06-6313-9558